

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成30年（2018年）12月10日から平成31年（2019年）1月29日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年（2019年）3月25日

熊本県監査委員	濱田 義之
同	竹中 潮
同	氷室 雄一郎
同	田代 国広

1 監査対象機関

部 局 名	機 関 名
教育委員会	済々黌高等学校、熊本高等学校、第一高等学校、第二高等学校、熊本西高等学校、熊本北高等学校、東稜高等学校、湧心館高等学校、玉名高等学校、岱志高等学校、鹿本高等学校、菊池高等学校、大津高等学校、阿蘇中央高等学校、小国高等学校、高森高等学校、御船高等学校、甲佐高等学校、宇土高等学校、松橋高等学校、八代高等学校、八代清流高等学校、八代東高等学校、水俣高等学校、人吉高等学校、多良木高等学校、天草高等学校、牛深高等学校、上天草高等学校、熊本商業高等学校、球磨商業高等学校、球磨中央高等学校、鹿本商工高等学校、熊本工業高等学校、玉名工業高等学校、小川工業高等学校、八代工業高等学校、球磨工業高等学校、天草工業高等学校、熊本農業高等学校、北稜高等学校、鹿本農業高等学校、菊池農業高等学校、翔陽高等学校、矢部高等学校、八代農業高等学校、芦北高等学校、南稜高等学校、南稜高等学校（附則）、天草拓心高等学校、盲学校、熊本聾学校、ひのくに高等支援学校、熊本支援学校、熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校、松橋東支援学校、荒尾支援学校、大津支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、玉名高等学校附属中学校、宇土中学校、八代中学校

2 監査対象期間 平成29年度（2017年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	松橋 高等学校	(学校徴収金の取扱いについて) 全学年共通の「進路一般会計」及び「進路特別会計」において、長年にわたって決算及び監査が行われておらず、卒業年次での精算及び保護者への返還が行われていない。 学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。
		(体育施設使用料の過徴収について) 体育施設使用料について、消費税込みの金額に更に消費税分を加算し 10 円未満の端数を四捨五入しているため、徴収額が過大になっている。 体育施設使用料の算定においては、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例等に基づき、適正に処理すること。
	八代清流 高等学校	(職員の交通事故について) 公務中の過失割合が高い人身事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	上天草 高等学校	(職員の交通事故について) 公務中の過失割合が高い人身事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	熊本商業 高等学校	(電話料金の支払遅延について) 平成 29 年 (2017 年) 9 月分の電話料金について支払が遅れたため、遅延利息 263 円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	八代工業高等学校	(職員の交通事故について) 通勤中の司法処分が課された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	天草工業高等学校	(舎監の宿日直勤務について) 天草地域共同寄宿舍男子寮亀川寮の宿日直勤務について、宿直勤務を週2回以上、日直勤務を月3回以上させているものがある。 宿日直勤務については、労働基準局通知及び人事委員会許可に基づき、勤務回数を遵守すること。
	鹿本農業高等学校	(職員の交通事故について) 私用中の司法処分が課された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	菊池農業高等学校	(特殊勤務手当について) 教員特殊勤務手当(対外運動競技等引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。
	八代農業高等学校	(職員の交通事故について) 公務中の過失割合が高い人身事故が1件、物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	天草拓心高等学校	(障害者雇用促進企業等からの追加見積について) 前年度監査において、学校経営案印刷及び学校案内パンフレット印刷の物品調達の際に障害者雇用促進企業等から1者追加して見積書を徴取していなかったため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に基づき、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取すること。 (本渡校舎)

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	天草拓心 高等学校	(備品の管理及び処分について) 備品の管理及び処分について、次の課題がある。 (1) 重要備品であるボイラー、冷凍機及び一般備品である実験台等について、一連の処分手続を行わないまま処分している。 (2) 重要備品であるパン焼き釜について、教育長の物品不用決定の承認を受けないまま処分している。 (3) 一般備品の所在が不明なものがある。 熊本県物品取扱規則等に基づき、備品の管理及び処分は適正に行うこと。 (本渡校舎)
	球磨 支援学校	(職員の交通事故について) 公務中の過失割合が高い人身事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

<p>(1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの</p> <p>(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの</p> <p>(3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの</p> <p>(4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの</p> <p>(5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの</p> <p>(6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの</p> <p>(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの</p>
--

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。